

(参考1) 子ども虐待早期発見のために

1 早期発見と通告の義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、全ての人に、市町、児童相談所等関係機関に通告する義務が定められています。

「児童虐待を受けたと思われる児童」であり「児童虐待を受けた児童」ではないことに注意してください。虐待を受けたという確証を得る必要はありません。

児童福祉法

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

さらに、学校・児童福祉施設・病院など児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体はより積極的な児童虐待の早期発見及び通告が義務付けられています。

児童虐待の防止等に関する法律

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

2 子ども虐待を見逃さないために

(1) 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。

このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができたりする場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにもみられます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。

子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど、不自然な行動がみられることがあります。

(2) 早期発見のためのチェックリスト

次ページから、チェックリストが掲載されています。

冒頭部にある「注意書き」を読んでから使用してください。

早期発見のためのチェックリスト

子ども、親、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」とし、チェック項目を示しています。「緊急的な支援を要するもの」については、特に注意を要する項目として児童相談所への通告を考慮して下さい。ここに示してある項目は、虐待以外の理由によっても起こりうるものも含まれていますが、虐待の原因、兆候であったり、虐待の影響として起こる可能性の高い事項なので、注意深く見守ってください。なお、本チェックリストは地域、学校、保健、医療などに共通する項目を示しています。

	項目	状況	内容（具体例）
子どもの様子	緊急的な支援を要するもの	☐ 保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子ども自身が保護、救済を求めている
		☐ 不自然なケガ	複数新旧の傷やアザ、骨折、打撲傷、入院歴、乳幼児揺さぶられ症候群（※シェイクンベイベーシンドローム）
		☐ 低栄養を疑わせる症状	低身長、低体重（※－2SD以下）、栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否
		☐ 性的被害	性交、性行為の強要、妊娠、性感染症罹患
		☐ 自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
		☐ 不自然な長期の欠席	長期間まったく確認できない状況にある
	虐待を疑わせるもの	☐ ケガを隠す行動	話をしない、一貫しない説明、脱衣の拒否、夏に長袖
		☐ 異常な食欲	給食などむさぼるように食べ、際限なくおかわりする、異食
		☐ 強い不安	衣類を着替える際など異常な不安を見せる
		☐ 突然の行動の変化	ボーッとしている、話をしなくなる、うつうつとする
		☐ 治癒しないケガ、虫歯	治療をしていないため治癒しない、治癒が不自然に遅い
		☐ 繰り返される症状	膀胱炎症状の反復、尿路感染や膣炎（性的虐待を疑う）
		☐ 繰り返される事故	不自然な事故が繰り返し起きている
		☐ 性的興味が高い	年齢不相応な性知識、自慰行為、他児の性器を触る、自分の性器を見せる
		☐ 過去の介入歴	複数の通告、相談歴、一時保護歴、施設入所歴、入院歴
		☐ 保護者への拒否感	おそれ、おびえ、不安を示す、大人に対しての執拗な警戒心
		☐ 抑制的な行動が強い	無表情、凍り付くような凝視
		☐ 恒常的な不衛生	不潔な衣服、異臭、シラミなどによる湿疹
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	☐ 攻撃性が強い	いじめ、動物虐待、他児への暴力
		☐ 孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立する
		☐ 体調の不調を訴える	※不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの異常
		☐ 睡眠の障害	夜驚、悪夢、不眠、夜尿（学童期以降に発現する夜尿は要注意）
		☐ 不安	暗がりやトイレを怖がるようになる
		☐ 過度の甘え行動が強い	年齢不相応な幼稚さ、担任などを独占したがるなど、過度のスキンシップ
		☐ 丁寧すぎる態度	年齢不相応の言葉遣い、態度
		☐ 性的関心が高い	豊富な性知識、性体験の告白、セクシーな雰囲気
		☐ 性的逸脱	不特定多数を相手にした性交渉、性的暴力、性的いじめ
		☐ 精神的に不安定である	精神的、情緒的に不安定な言動がある
		☐ 反社会的な行動（非行）	深夜徘徊、喫煙、窃盗、シンナー吸引、不純異性交遊
		☐ 嘘が多い	繰り返し嘘をつく、空想的言動が増える
		☐ 保護者の態度を窺う様子	親の顔を窺う、意図を察知して行動、親と離れると笑顔を見せる

※ 「乳幼児揺さぶられ症候群」（シェイクンベイベーシンドローム） 脳の成長が未成熟な乳幼児を激しく揺さぶり、衝撃を与え、頭蓋内出血や脳の断裂を起こすこと

※ 「－2SD以下」 標準成長曲線に示される値（SD＝標準偏差）－2SDは出現率2.3%の低い値

※ 「不定愁訴」 体のあらゆる部分のだるさ、気持ち悪さなど、違和感の持続的訴え。家庭の不和、悩みなどの心理的要因が背景にある場合がある

親（保護者）の様子	緊急的な支援を要するもの	☐ 子どもの保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子どもの緊急の保護を求めている
		☐ 生命に危険な行為	頭部打撃、顔面打撃、首締め、シェイキング、道具を使った体罰、逆さづり、戸外放置、溺れさせる
		☐ 性的虐待	性器挿入に至らない性的虐待も含む
		☐ 養育拒否の言動	「殺してしまいそう」「叩くのを止められない」など差し迫った訴え
		☐ 医療ネグレクト	診察、治療が必要だが受診しない、個人的な考えや信条などによる治療拒否
		☐ 放置	乳幼児を家に置き外出、車内に置き去りにする
		☐ 養育能力の著しい不足	著しく不適切な生活状況となっている
		☐ 子どもを監禁	継続的な拘束、監禁、登校禁止
		☐ 虐待の認識、自覚なし	しつけとして行っていると主張し、罪障感がない
		☐ 子どものケガの不自然な説明	一貫しない説明、症状との明らかな食い違い、詐病（※代理によるミュンヒハウゼン症候群）
	虐待を疑わせるもの	☐ 偏った養育方針（しつけ）	体罰の正当化、非常識な養育観
		☐ 子どもへの過度の要求	理想の押しつけ、年齢不相応な要求
		☐ 育児への拒否的な言動	「かわいくない」「憎い」差別的言動
		☐ DVがある	激しい夫婦間暴力の繰り返し認められる
		☐ 子どもへの愚弄（ぐろう）	繰り返し自分の子どもを愚弄する
		☐ きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的言動、特定の子どもの拒否
		☐ 必要な支援の拒否	保護者自身の治療拒否、必要な社会資源の活用拒否
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	☐ 精神状態	うつ的、不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ
		☐ 性格的問題	一方的被害感、偏った思いこみ、衝動的、未熟である
		☐ 攻撃性が強い	一方的な学校などへの非難、脅迫行為、他児の親との対立
		☐ 交流の拒否	行事などの不参加、連絡をとることが困難
		☐ アルコール、薬物等の問題	現在常用している、過去に経験がある、依存
家庭の様子	緊急的な支援を要するもの	☐ ライフラインの停止等	食事が取れない、電気、水道、ガスが止まっている
		☐ 異常な音や声	助けを求める悲鳴、叫び
		☐ 家族が現認できない	家庭の状況が全くわからない
	虐待を疑わせるもの	☐ 継続的な夫婦間の問題	日常的な夫婦間の口論、言い争い
		☐ 不衛生	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物
		☐ 経済的な困窮	頻繁な借金の取り立て
		☐ 確認できない長期の不在	原因不明の長期の留守、夜逃げ
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	☐ 近隣からの孤立・非難	近隣との付き合いを拒否、非難される
		☐ 家族間の暴力、不和	家族、同居者間に暴力、不和がある
		☐ 頻繁な転居	理由のわからない頻繁な転居
		☐ 関係機関に拒否的	特に理由もなく関わりを拒む
		☐ 子どもを守る人の不在	日常的に子どもを守る人がいない
		☐ 生活リズムの乱れ	昼夜の逆転など生活リズムが乱れている
その他	虐待のリスクを高める要因	☐ 乳幼児	就学前の幼い子ども
		☐ 子どもの育てにくさ	子どもの生来の気質などの育てにくさ
		☐ 子どもの問題行動	諸々の問題行動（盗み、虚言、自傷など）
		☐ 生育上の問題	発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患
		☐ 複雑な家族構成	親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況
		☐ きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
		☐ 保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている
		☐ 養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
		☐ 養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない
		☐ 望まない妊娠、出産	予期しない、不本意な妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
		☐ 若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前のお産

※「代理によるミュンヒハウゼン症候群」 子どもに不必要な、あるいは有害な薬などを飲ませて、子どもに不自然な症状を頻回に出現させる